# 過去からよみとく未来予想図 ~ 知的財産権と司法

2015年7月12日 弁護士 和田聖仁(TPP交渉差止・ 違憲訴訟の会 副代表)

## 米国のTPPの参加の目的

オバマ大統領の発言

(2012年、2013年の各一般教書演説)

- ・ 米国の輸出を5年間で倍増させ、雇用を200万人増やす。
- 米国の雇用を増やせる協定にだけ署名する。
- アメリカに輸出すれば経済的に繁栄できると考えるべきではない。

また、米国のねらいはP4協定から追加された「金融サービス」と「投資」にあることが窺われる。

さらに、将来を託す産業の育成の観点から知的財産権も重視され、その保護範囲の拡大(特許権)や、インターネット上の知財流通の監視(著作権)が主張されている。

# TPP前史(海外編)

1947年 GATT 関税及び貿易に関する一般協定 (General Agreement on Tariff and Trade)

(1971年 ニクソン・ショック 金本位制度の廃止、ブレトン・ウッズ体制の終焉)

1995年 WTO 世界貿易機関 (World Trade Organization)

> GATTウルグアイラウンドで合意設立 160ヶ国(2014年)

## WTOの特徴

農産品貿易の自由化を正面に据えた

- 衛生及び植物検疫協定(SPS)
- 先進国間の工業品の関税はすでに十分に低くなっていた。

貿易関連知的財産協定(TRIPS)

本来的に「自由貿易」ではなく「公正な競争」

強制的紛争解決制度(DSU)の導入

- · <u>国家間</u>の紛争解決制度。二審制。
- 常設の上訴機関あり=上級委員会。
- 国家を超える審級が、経済原理に特化して現れた。

# TPP前史(国内編·年次改革要望書 (入口)と外国貿易障壁報告書(出口)

- 1989年から、日本の貿易摩擦解消のための「日米構造協議」が始まる。
- 1993年には、「日米包括経済協議」と名を変え、「日米規制改革および競争政策イニシアティブに基づく要望書」(The U.S.-Japan Regulatory Reform and Competition Policy Initiative、通称「年次改革要望書」)が両国間で交付されることが決まる(1993年の宮沢・クリントン両首脳の合意を契機)。

# TPP前史(国内編・年次改革要望書(入口)と外国貿易障壁報告書(出口)

• 1994年、第1回「年次改革要望書」を作成・発行。

同年から2009年に廃止されるまで15年間にわたり、この「年次改革要望書」には、日本の構造改革ともいうべき、通信、エネルギー、金融、流通、さらに、医療制度や薬事制度、公正取引委員会と独占禁止法、商法、司法制度改革、構造改革特区、郵便貯金、簡易保険をふくむ公益法人の民営化政策が記載されており、個別産業分野から一国の立法、行政、司法に及ぶあらゆる分野に関して、アメリカのなまなましい要求事項が網羅されていた(類似のものとして「日米投資イニシアティブ」参照)。 2010年3月からは、日米経済調和対話へ。

## 年次改革要望書における実現事項

米政府の要望 日本政府の対応

- 電信電話事業民営化 → NTTの分離・分割(1997年)
- ② 大蔵省の分割
- → 金融監督庁の設置(1998年)
- ③ 建築基準法の緩和
- → 建築基準法の改正(1998年)
- ④ 人材派遣の自由化
- → 労働法改正(1999年)
- ⑤ 大店法の廃止
- → 大店法の廃止(2000年)
- ⑥ 会計制度改革 → 時価会計制度導入(2000年)
- (7)談合排除 → 公取法改正=公取委強化(2003年)
- 8 郵政民営化
- → 郵政民営化法(2005年)
- 9 近代的合併導入
- → 新会社法 (2005年。三角合併2007年)
- (10)知的財産権の保護 → 知財高裁設立(2005年)?
- (11)法曹人口の増大→ 法科大学院の設置(2004年)
- 公益通報制度 (12)→ 公益通報保護者法(2004年)
- (13)貸金業 → 貸金業法改正(2006年)

# 郵政民営化選挙以降の本当の争点 (対米関係の規律)

- 2005年9月11日以降の選挙の本当の争点は、まさに、 この「年次改革要望書」、そしてTPP、すなわち、対米関係 の規律だった (同月7日東京新聞記事参照)。
- しかし、このことについて、正しく マスコミで報道されたことはない (閉ざされた言語空間)。
- 日本の政治は米国の指令で決まるので(属国日本)、英語の重要性を認識する。



## ワシントン・コンセンサス(国外と国内)

- ・「年次改革要望書」と「規制改革(民間開放推進)会議(議長・宮内義彦(オリックス社長)」との一体的構造改革、さらに、その背景としての、ワシントン・コンセンサスは、重要である。
- ワシントン・コンセンサス (Washington Consensus) とは、1980年代を通じて先進諸国の金融機関と国際通貨基金(IMF)、世界銀行(世銀)を動揺させた途上国累積債務問題との取り組みにおける、共通の政策パッケージ。
- ①財政赤字の是正、②補助金カットなど財政支出の変更、③税制改革 ④金利の自由化、⑤競争力ある為替レート、⑥貿易の自由化、⑦直接投資の受け入れ促進、⑧国営企業の民営化、⑨規制緩和、⑩所有権法の確立などが政策項目としてあげられている。
- ・ 小泉純一郎元首相、竹中平蔵元総務大臣兼郵政民営化担当大臣の構造改革路線も、いわゆる「年次改革要望書」に基づくものであったが、それには、このワシントン・コンセンサスの影響が見受けられる(なお、韓国のIMF危機、韓米FTAも同様)。

## TPPと日米並行二国間協議の関係

- TPPの極度の秘密主義により、マスコミ報道がなされず、見えにくくなっているが、しかし、「TPP」、「日米並行二国間協議」、そして国内の「国家戦略特区」、「規制改革」が三位一体となって、連動しつつ、以前より錯綜した複雑な動きを示しながら、「年次改革要望書」と同様の改革が、より一層、はるかに広範囲で、さらに、速度を早めて進められてゆくことが予想される。
- それは、事実、TPPの相似形であり、その前倒しと位置づけられる「国家戦略特区」がTPPの交渉難航の現状をものともせずに、国内的に急速に進められていることに現れている。
- そして、TPPは、まさに、これまでの、年次改革要望書等の背景にある、新自由主義、構造改革(ワシントン・コンセンサス)の集大成とでもいうべきものである。

## TPPと知的財産権 ~ 各論(その1)

TPPと知的財産権 WTO体制におけるTRIPS協定の強化

#### TRIPS協定とは?

Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights

1994年に作成された世界貿易機関(WTO)を設立するマラケシュ協定の一部をなす知的財産に関する条約。

国際貿易、投資の促進、円滑化のためには知的財産権の保護が不可欠との認識から定められた、知的財産権保護の国際的ミニマムスタンダードである。WTO加盟国は、内国民待遇、最惠国待遇を原則に、知的財産権保護のための国内法整備が必要とされている。

## TRIPS協定のポイント

## ~ 一般協定と著作権等

- 第1部 一般協定及び基本原則
- (1)ミニマム・スタンダード(第1条)
- (2)内国民待遇(第3条)
- (3)最惠国待遇(第4条)
- 第2部 知的所有権の取得可能性、範囲及び使用に関する基準
- 1、著作権・関連の権利
- (1)コンピュータプログラム・データーベース(10条)
- (2)貸与権(第11条、第14条(4))
- (3)保護期間(原則として50年間、12条)
- (4)著作権隣接権(14条)

## TRIPS協定のポイント ~ 特許

- 2、特許
- (1)保護対象(27条)
- ① 方法特許のみならず物質特許(医薬品など)保護の義務を 規定。
- ② 不特許事由(先進国と新興国間の対立)
  - (ア) 人間・動物の診断・治療・手段方法
  - (イ) 微生物以外の動植物、非生物学的・微生物学的方法 以外の動植物の生産方法
  - に限定。医薬品、化学物質等の特許については不特許事由としないことが義務づけられた。
- (2)権利特許(28条)

物の特許の場合には、製造、使用、販売の申出、販売、以上の目的の輸入を防止する権利を付与。方法の特許の場合には、方法の使用、その方法により直接的に得られた製品の使用、販売の申出、販売、以上の目的の輸入を防止する権利を付与。

(3)保護期間 出願日から20年以上の保護期間の明示

# TPPと知的財産権~リーク文書より

TPP米国知的財産条文案(2011年2月10日版)

- A U.S. View on TPP TPP 米国の視点 トーマス・カトウ (国際コンサルタント) より
- 私たちはなぜTPPに反対するのか、知的財産・医療問題に関して プルチュ・キリック(NPOパブリック・シチズン)他

TPPはTRIPS協定の権利義務の強化

#### 〔著作権〕

- ① 著作権の範囲と保護期間の強化
- ② 権利者(著作権、実演家、レコード制作者)と利用者間の利害調整
- ③ デジタル環境下での著作権、インターネットプロバイダの知的財産の流通の監視

#### 〔特許権〕

- ① 特許対象の拡大化 ~ これまで知的財産権が認められてこなかった イノベーション(ビジネス方法、先端医療の診断ならびに治療方法など) を、TPPにおいて条文化しようとする動きがある。
- ② 米国提案の生物製剤のデータ保護、特許リンケージの導入 など

## TPPと著作権 ~ 著作権の強化

中間報告 「知的財産権への効果的、平均的アプローチを保証するため、TRIP協定の権利義務強化、促進する」ことが合意。

米国ドラフト「権利義務の強化」

オーストラリア 米国に同調、シンガポールとペルーが ほぼ米国 に同調

ニュージーランドなど他の国が同調していない

〔著作権の範囲の強化〕下線部は米国国内法の現行レベルを超えている点

- ・ 著作権者は、原作品ならびに全ての複製物につき、いかなる方法または 形式、ならびに永久又は一時的(電子形式の一時的蓄積を含む)であるか を問わず公衆への提供に対して、許諾または禁止権を有する。
- 著作権、実演権、レコード制作者は、許諾または禁止権を有する。
- レコード録音された直接物につき、著作者の許諾の必要性は当該実演者または制作者の許諾によっても消滅しない。
- 権利者は以下の権利を有する。
- (a) 権利を事由に移転できる
- (b) <u>権利者の名前で</u>同権利を行使でき、同権利から生ずる便益を十分に 享受できる。

## TPPと著作権 ~ 著作権の強化

#### [著作権保護期間]

著作権保護期間を、TRIPS協定以上に延長。

- ・ 著作物(写真著作物を含む)、実演、レコードの保護期間は次のように計算される。
- (a) 自然人の生存基盤では、当該著作者の死亡後少なくとも70年
- (b) 自然人の生存以外の基盤では、
- (i) 著作物、実演、レコードの公開年の終わりから少なくとも95年
- (ii) 著作物、実演、レコードの創作後25年以内に所定の公開がなかった場合、作品、実演、レコードの創作年の終わりから少なくとも120年

TPPが実現すると、これまでパブリックドメインとして利用が自由に許されてきた著作物は許諾のない限り利用ができなくなる。

## TPPと著作権 ~ 利害調整問題

著作権者と著作物利用者間の利用調整問題 ドラフトの規定

- 各当事国は排他的権利の制限または例外を、著作物、実演、レコードの 通常の利用を妨げるものであってはならず権利者の正当な利益を不当に 害しないもの、にとどめなければならない。
- 以上に沿って、各当事国は権利の制限または例外につき、デジタル環境下の場合を含め、批判、批評、報道、授業、学術、研究(これらに限定されないが)での正当な利用に配慮しながら妥当なバランス達成を追求しなければならない。

以上の文言は、TRIPS規定の同種規定より、権利者側の保護。

英米法系の利用調査基準では、フェア・ユース(Fair Use)という概念がある。フェアユースとは、一見著作権侵害になる著作物利用がフェアユースに該当すると、侵害にならなくなる。

フェアユースの文言はドラフトにはない。その理由は、TPPの参加国にはフェアユースを維持するための司法インフラ(英米法もしくは同法の理解)を欠いていることにあるのでは。

フェアユースは利用者保護の思考なので、TPPに取り入れられると、米国の著作権産業保護のレベルが弱まる。

# TPPと著作権 ~ インターネットプロバイダの知的財産の流通の監視

インターネットに載った著作権侵害のものは、インターネットプロバイダが 責任を持って監視する必要があり、その責任が強化されている。

#### 〔免責要件〕

- インターネットプロバイダが免責されるためには、「プロパイダが著作権侵害を捜査、開始、指示しなかった」ことを要する。
- 同じく「プロバイダが素材を送信せず、かつ素材または相手方を選択しなかった場合に限られる。

違反の場合には民事上(<mark>法定損害賠償制度、</mark>米国では故意侵害の場合1 作品あたり750ドルから15万ドル)、刑事上の責任(<mark>非親告罪化</mark>)が問われる。

監視のための人員配置等が要請され、対応できないプロバイダは廃業に 追い込まれる。

## TPPと特許 ~特許の対象の拡大

知的財産権への効果的、平準的アプローチを保証するためTRIPS協定の権利義務を強化、促進する。

#### 〔特許の対象の拡大〕

- 各国は、新規性、進歩性、産業上の利用可能性の要件を満たした、 技術全領域の、物または方法に関わる全ての発明(既知の物を利用した新たな、方式、利用、方法を含)に特許を提供しなければならない。なお、物が既知の効能を向上させなかったとしても、特許可能性要件は満たされる。
- 各国は、以下の発明につき特許を提供しなければならない。
- (a)「植物」
- (b)「人または動物の治療についての、診断方法、治療方法、外科的方法」

TPPが締結されると特許の対象について加盟国間で統一される。

# TPPと特許 ~特許の対象の拡大 (TRIPS協定との比較)

特許の対象について、TRIPS協定とTPPの比較 ~ドラフトの内容は日本の特許法の改正を強いるもの

- ・ いずれも「すべての技術分野の発明に特許の提供」とあるが、ドラフトでは、既知の物を利用した発明と、同発明が既知の効能を向上させなかったとしても特許の対象となるとする。イノベーションの権利化の促進。
  - → 古い医薬品や新しい使用や、物の効能に大きな効果を与えないような 新構造であっても特許が認められることとなる。
- TRIPSは例外として、「人又は動物の診断方法など」を特許の対象から「除外してもよい」として最終判断を各国に委ねていたが、ドラフトは例外を認めず一律に「特許を提供しなければならない」とする。
  - → 現行の日本の特許法では、医療方法等は特許の対象から外れている。 医学研究を営利目的の開発競争に巻き込ませるべきではないという政 策的理由と、人の生存や尊厳にかかわる人道上の理由と言われている。

### TPPと特許

## ~医薬品テストデータの排他的独占権

医薬品のデータの保護

• "医薬品テストデータ"の保護をFTA上で条文化する。

医薬品のテストデータは、それだけでは特許の対象になりえない。しかし、 特許を得るための必要な資料として特許申請書の一部を構成し、同書類は 公開される。発明者は、このデータを完成するために通常多大なコストと時 間を費やす。他方、ジェネリック医薬品のメーカーが承認申請をする際には、 独自の医薬品のテストデータは提供せず、先発薬と同等の効果と安全性が あると申立をするので、医薬品のテストデータの保護を図ろうとするもの。

テストデータの役割は、当該発明医薬品の販売許可のためにも必要とのこと。特許は完全なデータを求めていないが、販売許可の場合は完全データを要する場合が多く、その保護を意図。米国では「MARKETING」向けデータと呼ばれるとのこと。

(アメリカの製薬会社は、非常に多くの場合、臨床データの不正操作をしているとも言っていた。ブルチュ・キリック、パブリック・シチズン)

### TPPと特許

## ~医薬品テストデータの排他的独占権

現行の医薬品テストデータ保護期間

米国	バイオ医薬品(生物製剤、ガンの治療薬等)	12年
	新有効成分医薬品	5年
	新効能、効果医薬品等	3年
日本	希少疾病用医薬品等	10年
	新有効成分医薬品	8年
	新医療用配合剤等	6年
	新効能、効果医薬品等	· 4年

- 日本の場合、薬事法に基づき新薬の承認時に指定される「<mark>再審査期間</mark>」が実質的にデータ保護期間の役割を果たしている(マーケティングの独占)。この制度で、独占「権」として対応できているか議論がある。
- 特許保護期間(20年)は出願時が起点となるのに対し、医薬品テストデータ保護期間は市販承認申請時が起点。開発期間が長く、市販承認まで多くの年数を要し、臨床実験データ保護期間を加えた保護期間が20年の特許期間を上回るような場合に、この制度が大きな意味を持つ。
- しかし、新興国は、医薬品テストデータの独占権の長期化には反対。

## TPPと特許

## ~ いわゆる特許期間の延長問題

特許範囲が拡大するように特許性基準を下げ、特許の「エバグリーン(Ever Green)」化

先発医薬品の特許が切れても、小さな改変・改良を続けることで、事実上、特許期間を延長し、独占し続ける戦略を促進させ、既存(先発)の医薬品入手までの期間が長期化する。

例えば、ある種の成分が鎮痛・解熱に効果があり、特許を得た後、それが、20年後の特許切れになる前に、次は血圧降下剤として特許を得る、そうした小さな改変を繰り返すことで特許期間を事実上延長したようにして、ジェネリック医薬品の生産を防ごうとするもの。

## TPPと特許~特許リンケージの導入

「特許リンケージ」とは、規制上の医薬品承認制度と特許制度を連動させるもの。

医薬品メーカーが後発医薬品の製造承認を申請した際に、医薬品規制当局が当該医薬品にかかる特許権者に通知し、特許権を侵害していないか確認することを義務づけるもの。この制度により、特許権者の権利が保護されると米国は主張。

日本の法律に影響を及ぼしうる事項。

日本のジェネリックメーカーは、このような条項はジェネリック医薬品の市場での販売を送らせるものであるという懸念の声明を発表している。

# 医薬品の価格設定に及ぼす影響

TPPのドラフト、透明性の章の付属文書「透明性と手続き上の構成を医療技術に担保するための章」

アメリカの製薬会社にとって、日本の医療分野における最大の問題は、国民健康保険制度と、医薬品の価格策定

- → 日本人は、アメリカ人ほど医薬品に高いお金を払っていない。アメリカの 製薬会社は、アメリカ国内だけでなく、世界中でもどこでも医薬品を高く価格設定して販売したい。
- → 日本は、例えば、当初予想の2倍の売上達成、150億円の売上達成の場合には、価格が下方修正される等、医薬品の価格抑制メカニズムが機能しているので、米国ほど高価ではない。
- → アメリカは、日本における薬価、医薬品の価格の設定を市場本位でやるべきと主張、その結果、医薬品の価格の上昇は必至。

その結果、TPPに日本が参加すれば、アメリカ提案にある「各国の薬価の改定は独自にできない」ということに従うことになる。のみならず、製薬会社がいったん価格設定すると、この特許が切れるまで、その価格を維持しなければならない。

→ アメリカの非常に高い医療費の背景には、製薬会社による強力なロビー 活動がある。アメリカでは健康保険に加入していないと、病気になっても治療が受けられず、死んでしまう場合も、医療費破産の場合もある。

# ISD条項(投資家私設法廷制度)

Investor-State Dispute Settlement

外国投資家が、相手国の措置によって「合理的な」期待利益が得られなかったとき、相手国に国際裁判(仲裁)を強制する制度

- 仲裁は、プライベートな解決方法である。
- 公権的な判断を回避することに目的がある。
- その都度、私的に仲裁人を選ぶ。
- 原告である外資が1人、被告である国が1人、両者の合意で1人の3人の仲裁人。
- その場限りの裁判所。
- 裁定を出したら解散。だれにも責任を負わない。
- 上訴なし。
- 常設国際司法裁判所とは全く異なる。非民主的
- 外国投資家に国家以上の力を与える。
- 超国家主体としての多国籍企業

①第一次裁判権が日本の裁判所にないこと、②外国投資家には日本法ではなく、TPP投資章等の取り決めが優先的に適用されるという意味では、治外法権を外国投資家に認めるものである。

# ISDの実例

- イーライリリー(米国製薬会社)がカナダの新薬不承認を 提訴。
- → カナダ政府がイーライリリー社のいくつかの特許を、その 医薬品が、特にイノベーションのあるものでもなく、斬新でな かったので、特許要件を満たしていないとして無効と判断し、 特許申請却下。
- →イーライリリー社は、カナダ政府に対し、1億ドルの損害賠償を求めて、ISD条項に基づき、提訴。
- センチュリオン(米国製薬会社)がカナダの健康保険制度を提訴。

日本の薬価制度、特許制度は非常に独特。

知的財産権の条項、透明性の章の付属文書の内容は、日本の特許、そして医薬品のテストデータに関する法律の変更を求めるもの。

日本の薬価制度を著しく弱体化させるもの。

# TPPと司法 ~ 各論(その2)

年次改革要望書と司法制度

- ① パートナーシップおよび雇用禁止条項の廃止(外国法事務弁護士問題)
- ② 法曹人口の増大
- ③ 法科大学院の設置
- ④ 裁判所提訴から判決までの所要時間の短縮(裁判の迅速化に関する法律)
- ③ 準法律専門職に対する制約の廃止
- ④ 弁護士の広告規制の廃止 他

# TPPと司法~越境サービス

越境サービス(Cross-Border Services)

例 外国への技術指導、外国への航空機の寄港。外国への法務ないし会計サービスなど。

#### リークされたドラフト

- 越境サービスが、「公共の利益の観点から政府に与えられた規制 権限の下で」、「公正に」、「公開されること」。
- 同サービスへの、「透明なる市場を確保するための基盤提供に関わる中核要素」の事項。
- 国内規制措置(サービス提供資格要件など)が不必要な障壁にならないようにする。
- 免許手続については、手続そのものが制約にならないようにする。

上記の中で「政府に与えられた規制権限」の中身が交渉でどのように固まるかの問題となると、交渉の秘密主義で、現時点では不明。

# TPPと司法~越境サービス

日弁連の2013年(平成25年)7月17日付 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉に関する意見(その1) http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2013/opinion 130717.pdf

弁護士の独立を中核とし、弁護士自治に基づく現行の弁護士制度 (強制加入制度をはじめ、弁護士資格要件を充足する為の司法試験 制度及び司法修習制度等含む)については、TPP協定交渉の対象 にはならないものと認識している。

ネガティブリスト方式の採用要求

- ① 法律サービスの提供者と業務上の所見の設置義務について
- ② 外国法事務弁護士に関する資格承認要件について

ただ、この日弁連の、弁護士制度についてネガティブ方式の採用要求については、この意見書だけでは不充分で、強力なロビー活動が必要ではないかとは思われる。

しかし、日弁連には、そのようなロビー能力があるか疑問。

## ご質問いただいた件について(その1)

- 医薬品の特許期限の延長がもたらす事態
- → 著作権度同様、TPPにより特許の期間が延長されるかのような議論があるが、しかし、特許法については、アメリカでも日本と同じ出願から20年間であり、TRIPS協定で保護すべきとされている20年間を大幅に超えて各国に特許期間の延長を要求することは、現時点では想定されていない。

また、メーカーのほとんどが常に改良特許を申請し、同特許を得ているが、しかし、だからといって元の特許の期間が延びるわけではない。特許の「エバーグリーン(Ever Green)」という言葉が出始めてから、元の特許がいつまでも続くような報道があるが、誤解に等しい。

上記の医薬品テストデータの排他的独占権、特許のエバーグリーン、特許リンケージの導入等の結果、事実上、医療品の特許期限が延長された形になっているに過ぎない。その結果、ジェネリックの生産が、妨害されることになることは、指摘のとおりといえる。

なお、現在、生じている問題は、元の特許メーカーがジェネリックメーカー を買収していること、並びにジェネリックを作らせないために金品を提供し ていることである。これは特許の問題ではなく、反トラスト法の問題である。

## ご質問いただいた件について(その2)

- 食欲喚起の香りや音の権利のルールで懸念されていること
- → ドラフトの商標に関する第2条1項の「当事国は、登録の条件として標章が視覚的に認識できることを要求してはならない。標章が音や臭いから成ることのみを理由に商標登録を拒絶してはならない。」の規定に関するもの。

これまでの商標は「目」、視覚に訴えてきたが、「音」や「匂い」は 「耳」・聴覚、「鼻」・聴覚にも、商標権を認めようとするものと思われる。 しかし、登録方法をどうするかの問題が残っている。

さしあたっては、登録方法はないものの、「それでも保護はしよう」になるかと思われる。

商標の世界では、登録商標も、無登録商標も、程度は異なるものの保護されることは変わらない。無登録は、排他的効力がないだけです。無登録商標は不正競争防止法の観点からも保護されている。

いずれにしても、知的財産権の保護の強化を図るもので、その反面として、一般公衆の自由が失われることとなると思われる。

## ご質問いただいた件について(その3)

パロディー作品が市場に及ぼす影響などについて

→ 著作権は、著作者の承諾なく、著作物を複製・模倣するのは原則違法で、 民事上は差止め、損害賠償の対象となり、また、刑事上は10年以下の懲役、1000万円以下の罰金を併科できることになっている。

しかし、日本の法律では、著作権侵害は刑事裁判にかけられるためには、著作権者による刑事告訴を必要としている(親告罪)。

これに対し、ドラフトでは、著作権侵害による犯罪を非親告罪として、著作権者の告訴がなくても、政府が職権によって刑事訴追できることとなっている。非親告罪とされる著作権侵害は、一応、商業規模によるものとされているが、しかし、営利性がなくても、「故意による重大な侵害」については非親告罪とされ、刑事事件とされる範囲が広範囲存在することとなる。

パロディ作品が、ドラフトの商業規模の行為に該当する場合には、著作権侵害は明らかなので、刑事告訴がなくても、刑事裁判が出来るケースに該当する。

ここでの問題は、実際にどれだけパロディ等が摘発されるかはともかく、 批判の根底にあるのは、当の著作権者が処罰を望んでいないのに、そ れでも国が処罰することの是非であり、つまりは「著作権は誰のため、何 のためにあるのか」ということである。

## ご質問いただいた件について(その4)

司法の分野では、外国弁護士の参入が国民生活に及ぼす影響について

→ 今後の予想なので、個人的な思いとして。

世界中の法律事務所のM&Aが、日本の大手法律事務所のM&Aに影響を与える可能性(既に、実例があり)

日本法の英米法化が進む可能性。

知財高裁が、英米法、大陸法のハーモナイズの実験場(?)。

司法制度改革の結果、司法のアメリカ化が一層進むと思われる(なお、これは世界中の傾向)。

ambulance chaser、交通事故が起こると、救急車(ambulance)を追いかけて(chase)、被害者の代理人となり、損害賠償訴訟を起こし、高額な成功報酬を要求する弁護士が増える。

イギリスの弁護士は、Legal Aid(日本の司法支援センターに相当)の費用の切り下げの結果、1000人単位で廃業を余儀なくされた。

鈴木仁志弁護士の「司法占領」の世界が現実化となる可能性が、でてきた。

http://www.amazon.co.jp/%E5%8F%B8%E6%B3%95%E5%8D%A0%E9%A0%98-%E9%88%B4%E6%9C%A8-%E4%BB%81%E5%BF%97/dp/4062116510

司法占領 2012/12 鈴木仁志(著)

# TPPのための米国企業連合 ~ コーポレートランド

http://www.hatatomoko.org/tpp-americakigyorengo.html

TPP交渉を通して米国企業に対する強い保護と最大限の市場アクセスを求めるよう米国政府に要求した「TPPのための米国企業連合」一覧

- American Chamber of Commerce in Japan アメリカ商工会議所 (in 日本)
- American Chamber of Commerce in New Zealand アメリカ商工会議所(inNZ)、American Chamber of Commerce in Singapore アメリカ商工会議所(inシンガポール)、American Chamber of Commerce in Vietnam (Hanoi) アメリカ商工会議所(inハノイ)、American Chamber of Commerce in Vietnam (Ho Chi Minh City) アメリカ商工会議所(inホーチミン)
- ・ AT&T AT &T(電話・通信)、Bechtel Corporation ベクテル(建設メジャー)、Boeing Company ボーイング(航空宇宙)、Cargill, Incorporated カーギル(穀物メジャー)、Caterpillar, Inc. キャタピラー(機械)、Chevron Corporationシェブロン(石油メジャー)、Citigroup, Inc. シティグループ(金融)、The Coca-Cola Company コカ・コーラ、DHL(国際貨物)、FedEx Express フェデックス(航空貨物)、Gap, Inc. ギャップ(衣料)、General Electric Company GE(コングロマリット)、GlaxoSmithKline グラクソスミスクライン(製薬メジャー)、Hewlett-Packard Company ヒューレット・パッカード(パソコン電子機器)、IBM Corporation IB M、International Intellectual Property Alliance (IIPA) 国際知的所有権同盟、Intel Corporation インテル、J.C. Penney Corporation, Inc. JCペニー(デパート)、Johnson & Johnson ジョンソン & ジョンソン、Microsoft Corporation マイクロソフト、Monsanto Company モンサント(GMO)、National Association of Manufacturers (NAM) 全米製造業者協会、National Cattlemen's Beef Association (NCBA) 全米肉牛生産者・牛肉協会、Pfizer, Inc. ファイザー(製薬メジャー)、Time Warner, Inc. タイム・ワーナー、Visa Inc. VISA、Wal-Mart Stores, Inc. ウォルマート、Xerox Corporation エクセロックス(ビジネスサポート)

まさに、TPPは、国家の上に、これらの多国籍企業、国際金融資本を位置づけるものなのである。 以上